

議案第25号

財産（物品）の取得について

次のとおり財産（物品）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

種 別	分 類	物品名及び数量
物 品	備 品	三次元座標測定機 1 台

2 取得の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 取得する価格

46,860,000円

4 取得する相手方

岩手県盛岡市門一丁目4番32号

株式会社東栄科学産業盛岡営業所

所長 多 田 和 正

令和7年7月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地域における中小企業の生産性向上のための設備として、取得しようとするものである。